

滋賀県国土強靱化地域計画（改定版）の素案について

1 趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定された。

本県においても、平成28年12月に「滋賀県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定した。県地域計画の期間は5年間であるが、国交付金等関係予算の配分について、令和元年8月2日「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」において令和2年度以降の予算の重点化・要件化の方針が申し合わせされたことから、その対応のため、改定時期を前倒しして次期計画を策定する。

なお、重点化等の対象としては、必要な取組や事業について県地域計画に明記することが求められている。

2 改定の概要

平成30年12月の国基本計画の見直しを踏まえ、41の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価を行った。脆弱性評価の結果、リスクへの対応方策として63の施策項目を設定した。

また、国の関係予算獲得に向け、必要な取組や事業を記載する。（事業一覧については国関係府省庁の方針に基づき記載する予定であり、原案において添付する。）

3 経過

令和元年（2019年）

10月7日 常任委員会へ計画改定について報告

12月16日 常任委員会へ現計画の実施状況および次期計画の骨子案を報告

4 今後の予定

令和2年（2020年）

2月12日 常任委員会へ素案を報告

3月 常任委員会へ原案を報告

県民政策コメント実施

5月 常任委員会へ県民政策コメント結果を報告

次期計画策定